

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年 4月1日現在

この居宅介護支援重要事項説明書は、利用者が、居宅介護支援サービスを受けられるに際し、利用者やそのご家族に対し、当事業所の事業運営規程の概要や従事者などの勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1・サービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	047-710-6501
担当者	管理者 小池 すみ子

* ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2・当事業所の概要

(1) サービス事業所

事業所名	ウェルズ・ケアマネジメント
所在地	千葉県松戸市上本郷2551-1
電話番号	047-710-6501
介護保険指定業者番号	居宅介護支援(1271204503)
サービスを提供する地域※	松戸市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

管理者	1名(常勤、兼務)
介護支援専門員	0名(常勤 0名、非常勤 0名)
主任介護支援専門員	1名(常勤 1名、非常勤 0名)

(3) 営業日および営業時間

営業日	下記の休業日を除く毎日
営業時間	午前9時～午後6時
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝祭日、12/29～1/3
緊急連絡先	047-710-6501 ※070-6947-3806

(4) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員などの従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、厚生省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態などにある利用者およびそのご家族のご相談を受け、利用者がその心身の状況などに応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設などとの調整を行います。
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対するスーパーバイザーとしての役割を果たし、支援困難ケースなどの適切な対応等、地域におけるリーダーとして、地域全体のケアマネジメント力を高めていく等の役割を担います。

3・サービス内容

(1) 運営の方針・事業の目的

*要介護状態などにある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。

*利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう支援いたします。

*指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重するとともに利用者に提供される指定居宅サービスなどが、特定の種類、または特定のサービス事業者に偏ることのないように公正中立に事業を実施いたします。

*市町村区、地域包括支援センター、ほかの居宅介護支援事業者、介護保険施設などとの連携に努めます。

*従業者の教育研修を実施し、提供するサービスの質の向上に努めます。

*事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに地域包括支援センターに通報します。

*事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

*事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目

的では原則的に利用しないものとして、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ます。

(2) 居宅介護支援実施概要

居宅サービス計画の作成方法	身体機能面、精神心理面、社会環境面を加えた 3 つの側面から、要介護状態などにある利用者の状況を総合的に捉え、利用者のご相談内容に対応できる「ガイドライン方式」を採用し、当方式を基礎に居宅サービス計画を作成いたします。
相談受付場所	利用者のご自宅、または利用者（またはご家族）が指定される場所。当事業所内の相談室または会議室など
居宅訪問頻度	原則として1ヶ月に1度の訪問とさせていただきますが、その他必要に応じて随時実施いたします。
サービス担当者会議の開催	利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者との会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に務めます。

4・サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

原則として文書でのお申し出といたします。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された場合
- ・保険給付が3月発生しなかった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。

- 利用者やご家族などが当事業所や当事業所介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- 地震、噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

5・サービスの特徴

当事業所では、これからの介護は生活の継続性という観点から、在宅で家族と共に利用者が本当に望んでいる生活を営むことのできるよう、また、充実感の味わえる人生を過ごすことのできるよう支援していくことが必要であるという考えの下に常にご利用者に最適な「ケアプラン」の提供を心がけております。

サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	可	変更を希望される方はお申し出ください。
調査（課題把握）の方法	－	ガイドライン方式による。
介護支援専門員への研修の実施	有	毎月1回定例研修会、外部研修への参加 年4回継続研修を実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	無	料金は一切かかりません。
そ の 他		週単位会議を開催し、常に質の高いケアマネジメントを行う為、議題について論議を深め、居宅介護支援事業所の資質の維持・向上を図ります。

6・緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに従って、主治医、救急隊、親族、サービス提供事業所などへ連絡いたします。

利用者の 主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	
その他の 緊急 連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

7・相談・要望・苦情などの窓口

居宅介護支援サービスに関する相談、要望、苦情などは介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆ 相談受付担当者：小池 すみ子

電話番号：047-710-6501

(受付時間 月～金曜日 9:00～18:00)

☆松戸市介護保険課☆ (給付班)

電話番号：047-366-7067

(受付時間 月～金曜日 8:30～17:00)

☆千葉県国民健康保険団体連合会☆

電話番号：043-254-7409

(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

*土日祝日 12月29日から翌年1月3日を除く

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県松戸市上本郷 2551-1

一 般 社 団 法 人
名 称 ウェルフェア

説明者 職 名 介護支援専門員

氏 名 小池 すみ子 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印